

三島市空家等対策事業費補助金交付要綱

令和2年3月23日
告示第 85 号

(趣旨)

第1条 市長は、適正な管理がされていない空家等の発生を抑制するため、空家等対策事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則（昭和54年三島市規則第8号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。

(2) 空家等対策事業 次の表に掲げる事業をいう。

事業の区分	事業の内容
空家等登記支援事業	空家等の相続人が、自己の用に供するため取得しようとする者との間で当該空家等を譲渡する旨の契約を締結するために、当該空家等に係る相続を原因とする登記をする事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の表のとおりとする。

事業の区分	補助対象者
空家等登記支援事業	ア 被相続人が居住の用に供していた空家等であつて、相続の開始の直前において被相続人以外の者が居住していなかつたものを相続し、かつ、次の各号のいずれにも該当する相続人とする。 (ア) 当該空家等の譲渡について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第35条に規定する居住用財産の譲渡所得の特別控除を受けることができない者であること。 (イ) 当該空家等について、相続を原因とする登記をした者であること。

(補助の対象等)

第4条 補助の対象及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助の対象		補助金の額
事業の区分	経費	
空家等登記支援事業	当該事業に要する経費	1の空家等について、補助の対象の経費に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、三島市空家等対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

事業名	書類
空家等登記支援事業	ア 空家等の付近見取図（縮尺が2,500分の1以上のもの） イ 空家等の登記事項証明書（空家等を取り壊し、除却し又は滅失した場合にあっては、閉鎖事項証明書） ウ 空家等の売買契約書の写し エ 補助事業に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し オ 被相続人の住民票の除票の写し カ 相続人全ての住民票の写し（相続の原因発生日以後に2回以上住所を移している相続人には、当該相続人の戸籍の附票の写しを含む。） キ その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないことを条件とするものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に受付が行われた相続を原因とする登記の申請に係る空き家等登記支援事業について適用する。
- この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和5年3月23日制定)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。